

事務総局会議（第34回）議事録

日時	平成28年11月8日（火）午前10時00分～午前11時07分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成29年度における協議会開催計画について 中村総務局長説明（別紙第1） 2 平成28年度会計課長協議会の開催について 笠井経理局長説明（別紙第2） 3 首席家庭裁判所調査官協議会の開催について 村田家庭局長説明（別紙第3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘書課長 氏本 厚	

平成29会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

総局会議配布資料

(平成28. 11. 8総一印)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官, 所長会同	6月21日, 22日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官, 地・家裁所長	総務局	81人
2	長官事務打合せ	11月20日, 21日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月15日	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月, 2月 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁の総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ (高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ (高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ (高裁事務局次長)	2月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ (高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ (高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	経理局	16人
14	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員, 家事調停委員	民事局 家庭局	58人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
15	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	10月	1日	1 交通損害賠償訴訟の合理的な審理・判決モデルの定着を図る上で庁として取り組むべき事項 2 民事調停の利点を活かし、利用者のニーズに応える調停運営及びそれを実現する上で庁として取り組むべき事項	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松各簡易裁判所の民事訴訟事件担当裁判官1人（できるだけ民事訴訟事件及び民事調停事件の両方を担当している裁判官。なお、東京及び大阪の各簡易裁判所は民事訴訟事件担当裁判官及び民事調停事件担当裁判官1人ずつ） 2 上記簡易裁判所を管轄する地方裁判所の裁判官1人 3 東京簡易裁判所民事首席書記官並びに大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡易裁判所首席書記官 4 横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、広島、仙台及び高松の各地方裁判所民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人	民事局	41人
16	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人

平成29会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年1月	0.5日	総務事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の総務課長及び総務課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長	各高裁所在地から開催地を選定予定（合同開催）	総務局	116人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高裁家裁の首席書記官及び地家裁の部総括裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	6月～7月	1日	人事事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定（合同開催）	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	人事局	約130人
5	経理関係事務協議会	6月～7月	0.5日	経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	110人
6	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に関し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	61人
7	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定（9月～11月）	1日	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
13	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定（6月～12月）	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
14	新任司法委員研修会	各地裁で決定（1月～3月）	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
15	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	民事事件担当裁判官協議会	翌年1月～2月	1日	1 部の実情に応じて合議の充実・活用を図るための具体的方策 2 争点中心型の充実した審理を実践するために考慮すべき事項及び庁として取り組むべき課題	高裁裁判官(陪席)各1人、地裁裁判官各2人(部総括及び右陪席各1人)、地裁の民事首席書記官又は次席書記官各1人	各高裁(合同開催で4開催、開催地未定)	民事局	158人
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会	11月～12月	1日	1 倒産手続の透明性・公平性を高める方策の検討状況とそのあい路について 2 民事執行法改正が執行事務に与える影響等について 3 執行官事務査察の実効化に向けた方策について	1 各地裁の執行及び倒産担当の裁判官1人(民事執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2人とすることもできる。その場合、執行については執行官監督官である部総括裁判官、倒産については部総括裁判官とする。1人の場合は執行官監督官である部総括裁判官) 2 各高裁の民事首席書記官又は民事次席書記官1人 3 各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官1人 4 総括執行官各1人(ただし、協議事項2の一部と3のみ)	各高裁(合同開催)4庁で実施予定	民事局	160人程度 (見込み)
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員制度の運用に関し考慮すべき事項 2 刑事訴訟法の運用について	高・地裁の裁判官	(合同開催)4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (8月～翌年3月)	0.5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁(東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(1月～2月)	0.5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項 2 その他	刑事事件担当の簡易裁判所判事、開催地所在の地裁判事	(合同開催)4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	108人
28	検察審査会事務局局長研究会	6月～10月	0.5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)、集約庁(立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山)を含む地方裁判所支部所在地の検察審査会の事務局長	(一部合同開催)4～5高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	76人
29	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
31	知的財産権訴訟研究会	10月～11月	0.5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁(知財高裁)	行政局	22人
32	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	11月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁(知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
33	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局 課	総人員
35	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官, 家裁調査官, 家事調停委員, 参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官, 家裁調査官, 福祉関係, 医療関係, その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から, 各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (5月～翌年3月)	1日～ 2日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官, 家裁調査官, 保護関係, 教育関係及び警察関係, その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から, 各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
40	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
41	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京(東京, 札幌), 大阪(大阪, 広島), 名古屋(名古屋, 仙台), 福岡(福岡, 高松)	家庭局	50人
42	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官, 書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京, 大阪, 名古屋, 福岡, 札幌(仙台, 札幌), 高松(広島, 高松)	家庭局	各高裁で決定

(平成 2 8 年 1 1 月 8 日経監印)

平成 2 8 年度会計課長協議会の開催について

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)庁	期 日	開催場所
東京，仙台高等裁判所	平成29年1月24日(火)	東京高等裁判所
名古屋，大阪，札幌高等裁判所	平成29年2月8日(水)	名古屋高等裁判所
広島，福岡，高松高等裁判所	平成29年1月20日(金)	広島高等裁判所

2 協議事項

会計事務の処理に関し考慮すべき事項

3 協議員

- (1) 各高等裁判所の事務局会計課長(東京，大阪各高等裁判所は会計課長又は管理課長)
- (2) 各地方裁判所及びこれと同一所在地にある家庭裁判所の事務局会計課長(東京地方裁判所は経理課長，出納第一課長，出納第二課長，出納第三課長又は用度課長，大阪地方裁判所は経理課長，出納第一課長又は出納第二課長，横浜，さいたま，千葉，京都，神戸，名古屋，福岡及び札幌各地方裁判所並びに東京家庭裁判所は経理課長又は出納課長)のいずれか1人(東京は3人，大阪は2人)

合計 6 1 人

(平成28.11.8家三印)

首席家庭裁判所調査官協議会の開催について

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|-------|
| 1 | 主 催 | 次のとおり共催 | |
| | | (1) 東京, 札幌各高等裁判所 | |
| | | (2) 大阪, 広島各高等裁判所 | |
| | | (3) 名古屋, 仙台各高等裁判所 | |
| | | (4) 福岡, 高松各高等裁判所 | |
| 2 | 期 日 | 平成29年1月又は2月中の1日 | |
| 3 | 場 所 | 1の(1)については, 東京高等裁判所 | |
| | | 1の(2)については, 大阪高等裁判所 | |
| | | 1の(3)については, 名古屋高等裁判所 | |
| | | 1の(4)については, 福岡高等裁判所 | |
| 4 | 協議事項 | 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 | |
| | | 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項 | |
| 5 | 協 議 員 | 各家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 | 合計50人 |

事務総局会議（第35回）議事録

日時	平成28年11月15日（火）午後2時00分～午後2時12分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，和波家庭局第一課長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 氏本 厚 司	

(平成28. 11. 15人事局)

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則について

<資料目録>

- 1 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

理 由

一般の政府職員の期末手当の額の改定に伴い、裁判官の期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号)

新	旧
(期末手当) 第一条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、六月に支給する場合には百分の百五十、十二月に支給する場合には百分の百	(期末手当) 第一条 (同上) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、六月に支給する場合には百分の百五十、十二月に支給する場合には百分の百

七十五を乗じて得た額に、判事及び裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第十五条に定める報酬月額額の報酬又は報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十・五を乗じて得た額に、同条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める五号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、同条に定める

六十五を乗じて得た額に、判事及び裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第十五条に定める報酬月額額の報酬又は報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十・五を乗じて得た額に、同条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める五号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、同条に定める

五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (略)

3 (略)

五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (同上)

3 (同上)

第二条関係―裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

新	旧
(期末手当) 第一条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額に、判事及び裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第十五条に定める報酬	(期末手当) 第一条 (同上) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、六月に支給する場合においては百分の百五十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に、判事及び裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第十五条に定める報酬

月額の報酬又は報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十・五を乗じて得た額に、同条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める五号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、同条に定める五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合に

月額の報酬又は報酬法第二条に定める一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十・五を乗じて得た額に、同条に定める一号から四号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める五号から九号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額に、同条に定める五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事にあつては、六月に支給する場合に

においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

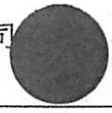
一、四 (略)

3 (略)

においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一、四 (同上)

3 (同上)

事務総局会議（第36回）議事録	
日時	平成28年11月29日（火）午前10時00分～午後零時03分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度首席書記官等協議会の開催について 中村総務局長説明（資料第1） 2 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 堀田人事局長説明（資料第2） 3 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第3） 4 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第4）
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4
秘書課長 氏 本 厚 司 	

事務総局会議資料第1
(11月29日開催)

(平成28. 11. 29 総三印)

首席書記官等協議会の開催要領

- 1 主催 次により共催
 - (1) 東京, 高松各高等裁判所
 - (2) 大阪, 広島各高等裁判所
 - (3) 名古屋, 福岡各高等裁判所
 - (4) 仙台, 札幌各高等裁判所
- 2 期日 1の(1)については, 平成29年2月中の1日
1の(2), (3)及び(4)については, 平成29年1月中の1日
- 3 場所 1の(1)については, 東京高等裁判所
1の(2)については, 大阪高等裁判所
1の(3)については, 名古屋高等裁判所
1の(4)については, 仙台高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 適正事務を確保するための規範の確認とその共有状況の確保の
在り方について
(2) 書記官事務の整理の取組に関する今後の後押しの在り方について
- 5 協議員 (1) 次に掲げる区分に応じて, それぞれに定める人数に従い, 各高等裁判所が選定する地方裁判所の民事事件を担当する裁判官, 地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官及び家庭裁判所の事件を担当する裁判官
 - ア 東京高等裁判所管内 7人
 - イ 大阪高等裁判所管内 5人
 - ウ 名古屋高等裁判所管内 4人
 - エ 広島高等裁判所管内 4人
 - オ 福岡高等裁判所管内 4人

カ 仙台高等裁判所管内 3人

キ 札幌高等裁判所管内 3人

ク 高松高等裁判所管内 3人

(2) 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官

(3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める人数に従い、各高等裁判所が選定する地方裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官並びに家庭裁判所の家事首席書記官、少年首席書記官及び首席書記官。ただし、次席書記官が配置されている庁にあっては、実情に応じて、首席書記官に代えて次席書記官を選定することは、差し支えない。

ア 東京高等裁判所管内 13人

イ 大阪高等裁判所管内 7人

ウ 名古屋高等裁判所管内 7人

エ 広島高等裁判所管内 6人

オ 福岡高等裁判所管内 9人

カ 仙台高等裁判所管内 6人

キ 札幌高等裁判所管内 5人

ク 高松高等裁判所管内 4人

(平成 28. 11. 29 人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 29 年 2 月 15 日（水）及び 16 日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 任用関係
 - ア 任用上の諸問題について
 - イ その他(2) 給与関係
 - ア 給与上の諸問題について
 - イ その他(3) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補佐のうちいずれか 1 人

合計 16 人

事務総局会議資料第3
(11月29日開催)

(平成28.11.29 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成29年1月31日（火）及び2月1日（水）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 高等裁判所事務局次長 8人

事務総局会議資料 第4
(11月29日開催)

(平成28.11.29 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成29年2月15日（水）及び16日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 新年度における予算の示達方針
(2) その他経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官，会計課課長補佐又は会計課専門官のうちいずれか1人

合計 16人

事務総局会議（第37回）議事録	
日時	平成28年12月6日（火）午前10時00分～午前10時17分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，石井家庭局第二課長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程について 氏本秘書課長説明（資料第1） 2 常置委員について 氏本秘書課長説明（資料第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
秘書課長 氏 本 厚 司	

(平成28.12.6秘書印)

最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程
- 2 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程制定理由
- 3 最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(平成二八・一二・六秘書印)

最高裁判所規程第 号

最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程

最高裁判所長官の代理に関する規程(昭和二十二年最高裁判所規程第三号)の一部を次のように改正する

第一項中「毎年十二月」を削り、「議によりこれを定める」を「定める席次による」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

理 由

最高裁判所長官の代理に係る事務の合理化を図るため、最高裁判所長官の代理に関する規程の規定を改める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

最高裁判所長官の代理に関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

最高裁判所長官の代理に関する規程(昭和二十二年最高裁判所規程第三号)

新	旧
最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、裁判官會議の定める席次による。 (略)	最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、毎年十二月裁判官會議の議によりこれを定める。 (同上)

(平成28.12.6秘書印)

常置委員

平成29年1月1日から同年5月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷	木澤裁判官
第二小法廷	鬼丸裁判官
第三小法廷	木内裁判官

事務総局会議（第38回）議事録

日時	平成28年12月12日（月）午後2時00分～午後3時05分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，富澤総務局第二課長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官，小泉司法研修所長，白井裁判所職員総合研修所長，榎本経理局主計課長
議事	1 平成28年度裁判所所管補正予算（第3号）について 笠井経理局長説明（資料第1） 2 平成29年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（資料第2） 3 平成29年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置，代理順序及び裁判事務の分配等について 富澤総務局第二課長説明（資料第3） 4 平成29年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱いについて 氏本秘書課長説明（資料第4） 5 裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第5）
結果	◎ 裁判官会議付議 1，2，3，4，5
秘書課長 氏本厚司	

平成28年度裁判所所管補正予算（第3号）について

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
当初予算額	315,300,114	
1次補正後予算額	315,300,114	
2次補正後予算額	319,798,736	追加額 4,498,622
補正要求額	△2,316,114	
修正減少額	△2,316,114	不用による既定経費の減少 △ 2,316,114 人件費 △ 1,905,531 裁判費 △ 209,100 その他 △ 201,483
3次補正後予算額	317,482,622	

平成29年度概算要求の概要

(単位:百万円)

区 分	平成28年度 予算額	平成29年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	315,300	322,221	6,921	2.2%

※要求・要望額には「新しい日本のための優先課題推進枠」7,045百万円を含む

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費 3,182 (前年比 △470)

◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など

○ 刑事事件関係経費 4,523 (前年比 +209)

◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費など

○ 家庭事件関係経費 6,463 (前年比 +72)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費 15,576 (前年比 +894)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等 18,463 (前年比 +3,858)

3. その他の機構維持等に必要経費

○ 職員人件費 258,218 (前年比 +1,846)

○ 司法修習生関係経費 5,502 (前年比 +26)

○ その他の機構維持等経費 10,295 (前年比 +485)

4. 人的機構の充実

○ 増員 99人

判 事 50人

書 記 官 30人

事 務 官 19人

※判事補から判事への振替23人, 速記官から書記官への振替5人を含む

○ 定員合理化 71人

【総局会議配布資料】

平成29年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置，
代理順序及び裁判事務の分配等について

平成29年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置，裁判官に差し支えがあるときの代理順序，各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	櫻井龍子
裁判官	池上政幸
裁判官	大谷直人
裁判官	小池裕
裁判官	木澤克之

第二小法廷

裁判官	寺田逸郎
裁判官	小貫芳信
裁判官	鬼丸かおる
裁判官	山本庸幸
裁判官	菅野博之

第三小法廷

裁判官	岡部喜代子
裁判官	大谷剛彦
裁判官	大橋正春
裁判官	木内道祥
裁判官	山崎敏充

第2 裁判官の代理順序

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法院において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
-------	----

第二小法廷	9
-------	---

第三小法廷	10
-------	----

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、また、その後任として新たに裁判官が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該裁判官が配置されている各小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法院がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差し戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の

申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第4 開廷日割り

大法廷	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休廷期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休廷期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

(別表)

	休 延 期 間	要 急 事 件 分 配 停 止 期 間	
		民事 人 身 保 護 事 件 強 制 執 行 停 止 事 件	刑事 勾 留 事 件 上 告 受 理 事 件
第二小法廷	7月21日(金) } 8月9日(水)	左 記 期 間 中	7月16日(日) } 8月4日(金)
第三小法廷	8月1日(火) } 8月20日(日)	左 記 期 間 中	7月27日(木) } 8月15日(火)
第一小法廷	8月11日(金) } 8月30日(水)	左 記 期 間 中	8月6日(日) } 8月25日(金)

(平成28.12.12秘書印)

平成29年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱い

平成29年の夏期の休廷期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委 任 期 間	委 任 す る 裁 判 官
7月21日 ～ 同月31日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月 1日 ～ 同月10日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月11日 ～ 同月20日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月21日 ～ 同月30日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官

(平成28.12.12人事局)

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則につい
て

<資料目録>

- 1 裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

理 由

裁判官の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、最高裁判所規則で定める者を定める等の必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―裁判官の育児休業に関する規則(平成四年最高裁判所規則第二号)

新

旧

(法第二条第一項の最高裁判所規則で定める者)

(新設)

第一条 裁判官の育児休業に関する法律(平成三年

法律第百十一号。以下「法」という。)第二条第

一項の最高裁判所規則で定める者は、児童福祉法

(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第

二項に規定する養育里親である裁判官に同法第二

十七条第一項第三号の規定により委託されている

児童（同条第四項に規定する者の意に反するため、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望する者として当該裁判官に当該児童を委託することができない場合に限る。）とする。

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間）

第二条 法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間は、五十七日間とする。

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める特別の事情）

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間）

第一条 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める期間は、五十七日間とする。

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める特別の事情）

第三条 法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則

で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業の承認が、当該育児休業をしている裁判官が産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は当該出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合（当該産前の休業に係る胎児が死産した場合を含む。）

ロ 当該裁判官と別居することとなった場合

二 育児休業の承認が、第九条に規定する場合に

該当したことにより取り消された後、同条に規

第二条 法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則

で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業の承認が、当該育児休業をしている裁判官が産前の休業を始め、若しくは出産をしたことにより効力を失い、又は第八条に規定する場合に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは当該出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し（当該産前の休業に係る胎児が死産した場合を含む。）又は当該裁判官と別居することとなったこと

（新設）

定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

三〇五（略）

（育児休業の承認の請求の手続）

第四条（略）

二〇四（同上）

（育児休業の承認の請求の手続）

第三条（同上）

2 (略)

3 育児休業の承認の請求をする裁判官は、当該請求の際、当該育児休業の終了後に当該育児休業に係る子について前条第四号の規定により再度の育児休業の承認を請求することを予定する場合には、育児休業により当該子を養育するための計画について、書面により、最高裁判所に申し出るものとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第五条 (略)

(育児休業の期間の延長の請求の手續)

第六条 (略)

2 (同上)

3 育児休業の承認の請求をする裁判官は、当該請求の際、当該育児休業の終了後に当該育児休業に係る子について前条第三号の規定により再度の育児休業の承認を請求することを予定する場合には、育児休業により当該子を養育するための計画について、書面により、最高裁判所に申し出るものとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 (同上)

(育児休業の期間の延長の請求の手續)

第五条 (同上)

2 第四条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

(保有する官職)

第七条 (略)

(育児休業の承認の取消しの申出の手続)

第八条 (略)

(育児休業の承認が取り消される場合)

第九条 (略)

(子が死亡した場合等の届出)

第十条 (略)

2 第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(報酬の日割り計算)

2 第三条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

(保有する官職)

第六条 (同上)

(育児休業の承認の取消しの申出の手続)

第七条 (同上)

(育児休業の承認が取り消される場合)

第八条 (同上)

(子が死亡した場合等の届出)

第九条 (同上)

2 第三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(報酬の日割り計算)

第十一条 (略)

(期末手当等の支給)

第十二条 (略)

(実施の細則)

第十三条 (略)

第十条 (同上)

(期末手当等の支給)

第十一条 (同上)

(実施の細則)

第十二条 (同上)

第二条関係―裁判官の育児休業に関する規則

新

(法第二条第一項の最高裁判所規則で定める者)

第一条 裁判官の育児休業に関する法律(平成三年

法律第百十一号。以下「法」という。)第二条第

一項の最高裁判所規則で定める者は、児童福祉法

(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第

一号に規定する養育里親である裁判官に同法第二

十七条第一項第三号の規定により委託されている

児童(同条第四項に規定する者の意に反するため

、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親

旧

(法第二条第一項の最高裁判所規則で定める者)

第一条 裁判官の育児休業に関する法律(平成三年

法律第百十一号。以下「法」という。)第二条第

一項の最高裁判所規則で定める者は、児童福祉法

(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第

二項に規定する養育里親である裁判官に同法第二

十七条第一項第三号の規定により委託されている

児童(同条第四項に規定する者の意に反するため

、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて

として当該裁判官に当該児童を委託することができ
ない場合に限る。）とする。

養子縁組によつて養親となることを希望する者として当該裁判官に当該児童を委託することができない場合に限る。）とする。

事務総局会議（第39回）議事録	
日時	平成28年12月20日（火）午前10時00分～午前11時39分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，平田民事局長兼行政局長，平木刑事局長，和波家庭局第一課長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（資料第1） 2 最高裁判所事務総局分課規程の一部改正について 中村総務局長説明（資料第2） 3 裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程について 堀田人事局長説明（資料第3）
結果	◎ 裁判官会議付議 2，3 ◎ 了承 1
秘書課長 氏本 厚	

(平成 28. 12. 20 秘書渉外二印)

平成 28 年度外国出張計画

出張

1 裁判官司法事情研究

米国の裁判制度の電子化に関する実情調査（米国，約 1 週間）【情報政策課，
刑事局】

裁判官 2 名

2 一般職司法事情研究

米国の裁判制度の電子化に関する実情調査（米国，約 1 週間）【情報政策課】

一般職 1 名

(平成28. 12. 20 総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第

号

(平成二八・総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。
第二十四条に次の一号を加える。

四 確定拠出年金に関する事項

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

理 由

確定拠出年金法の一部改正に伴い、最高裁判所事務総局における確定拠出年金に関する事項の事務分掌を定める必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)

新	旧
第二十四条 経理局厚生管理官は、次の事務をつかさどる。 一 三 (略)	第二十四条 経理局厚生管理官は、次の事務をつかさどる。 一 三 (同上) (新設)
四	確定拠出年金に関する事項

(平成28.12.20 人事局・経理局)

裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程
について

<資料目録>

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程案
- 2 同制定理由

(平成二八・一二・二〇人総印)

最高裁判所規程第

号

裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持に関する規程

裁判官及び裁判官の秘書官（以下「裁判官等」という。）の保健及び安全保持については、その職務の性質に反しない限り、裁判官等以外の裁判所職員の例による。

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

理 由

裁判官及び裁判官の秘書官の保健及び安全保持についての規定を整備する必要がある。これが、この規程を制定する理由である。